

第2次総合計画・基本構想

(骨格案)

平成28年1月

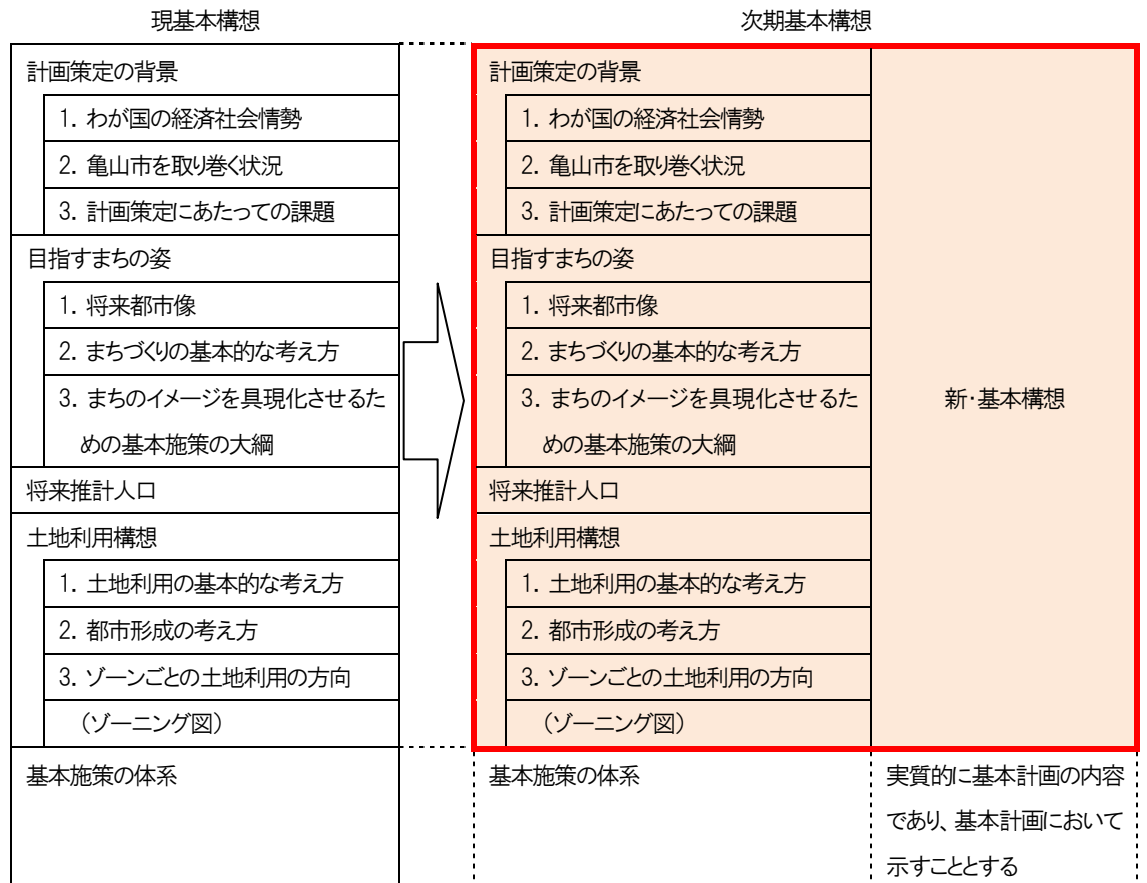
《目 次》

1. 基本構想の骨子	1
2. 将来推計人口	2
3. 目指すまちの姿	4
4. 土地利用構想	6

1. 基本構想の骨子

(1)構成

- ・第1次総合計画の基本構想をベースとして、基本的に同様の構成とするが、本質的な基本構想の内容に絞り込む。
- ・次期基本構想への内容の引き継ぎは次のとおりとする。



(2)期間

基本構想の具現化を図るため策定する基本計画が、前期5年・後期4年となることから、概ね10年後を見据えた9年間とする。

なお、先行して策定する亀山市人口ビジョン(H28.1 予定)において定めている2060年(H72)までの人口展望にも留意しつつ、10年後を見据えたものとする。

2. 将来推計人口

(1)基本的な考え方

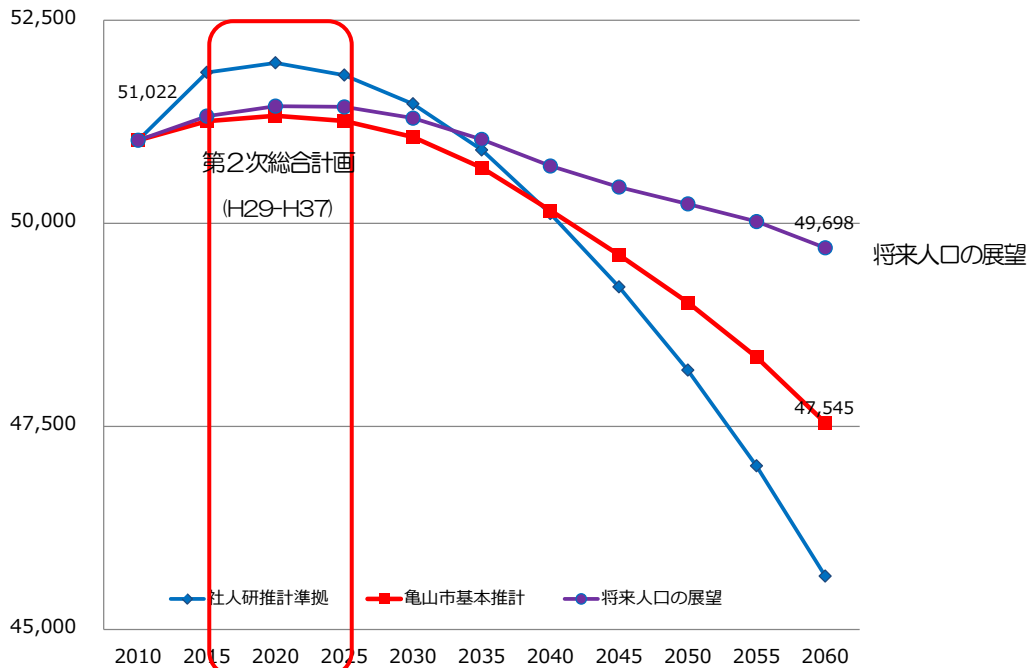
平成28年1月に策定(予定)の「亀山市人口ビジョン」において、2060年(H72)までの将来人口の展望を示している。この人口展望を基本に、本構想における将来推計人口を定める。

なお、平成27年度に実施した国勢調査結果として、年齢構成等の必要な内容を把握した段階において、人口ビジョンの考え方をベースとして必要な推計の見直しを行うこととする。

(参考) 亀山市人口ビジョン (抜粋)

中長期的に見ても、本市が人口減少の局面へと推移することは避けがたい状況ですが、今後、人口減少対策を推進することにより、人口減少の進行を抑制することは可能であると考えられます。そして、少しでも早く人口減少対策に取り組むことができれば、早期に人口減少社会からの脱却を図ることが可能になります。

本市においては、自然減・社会減対策を効果的に進めることにより、2,000人の人口減少の抑制効果を発揮させ、2060年に概ね50,000人の総人口確保を目指す展望を定めます。



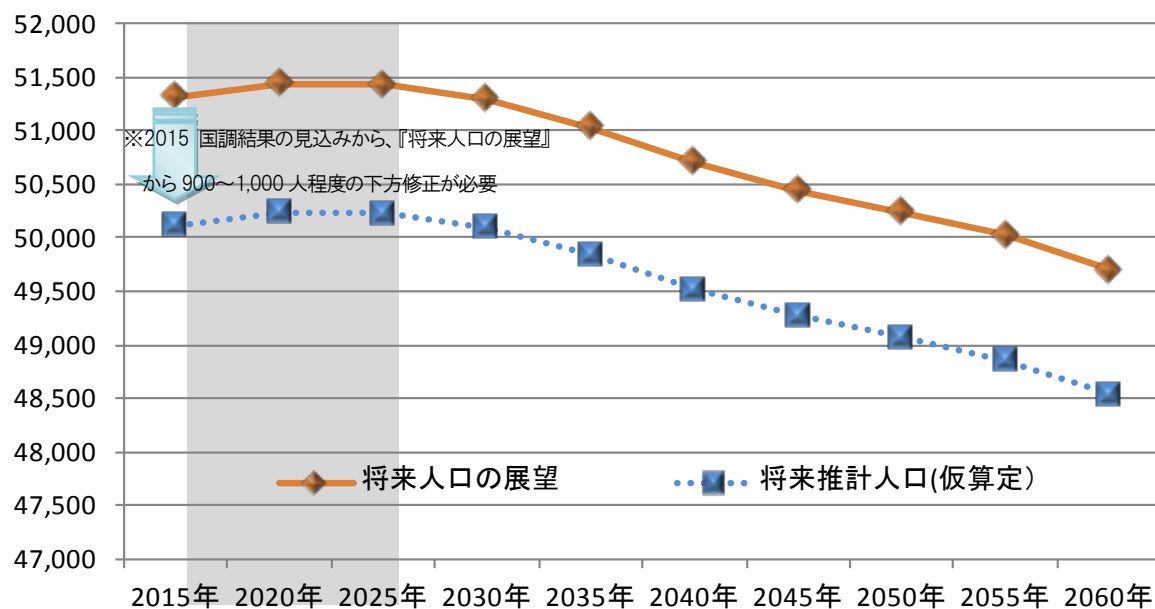
(2)将来推計人口

2060年(H72)を見据えた亀山市人口ビジョンの将来人口の展望においては、第2次総合計画期間である9年間は大きな人口の増減は無いものとなっており、『自然減・社会減対策を効果的に進めることにより、2,000人の人口減少の抑制効果を発揮させ、2060年に概ね50,000人の総人口確保を目指す』こととしていることから、この間の人口推計は概ね横ばいになるものと推計される。

一方、2015(平成27)年の国勢調査において本市の総人口は、将来人口の展望における推計値よりも約1,000人程度少ないものとなっている。しかし、将来人口の展望における推計の考え方は、国勢調査の推移ではなく、住民基本台帳における人口増減の分析を基に算出していることから、将来的な人口推移の傾向は大きく変わることは無いものと考えられる。

こうした点を踏まえ、本構想における将来推計人口については、将来人口の展望の2015(平成27)年の人口を最新の国勢調査の実績値に置き換え、その後の推計を算定した下図を基本として定める。

なお、最新の国勢調査実績の正式公表の後、最新の年齢構成等も勘案し、再計算を行うこととする。



(3)基本構想の基軸となる考え方

この将来推計人口の考え方から、「目指すまちの姿」や「土地利用構想」については、人が『住む・住み続ける』ということ考え方の軸として持ちながら、検討を行う。

3. 目指すまちの姿

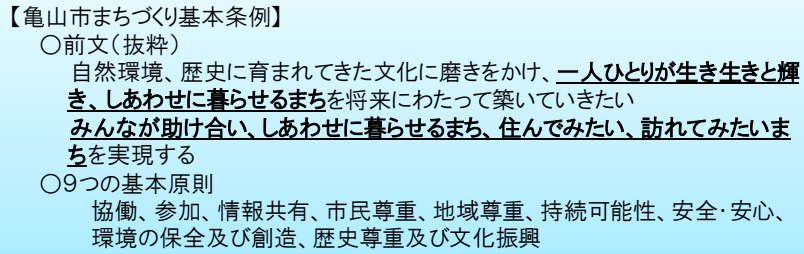
(1)基本的な考え方

平成22年4月に施行した「亀山市まちづくり基本条例(基本条例)」により、本市のまちづくりの最も基本となる考え方を示している。また、基本条例第3条の規定において、総合計画の策定にあたっては、『条例の趣旨を尊重し、条例に定める事項との整合を図る』こととしている。今回策定する基本構想については、基本条例施行後、最初に策定するものであり、基本条例の尊重や整合が重要となってくる。

こうしたことから、基本条例の理念をベースとした「目指すまちの姿」の検討を進める。

(2)将来都市像

将来都市像は、「目指すまちの姿」を象徴的に表すものとして整理を行うこととし、基本条例の考え方を象徴的に表している前文を中心に、基本条例を尊重するものとする。



(参考) まちづくり基本条例・前文

亀山市は、鈴鹿山系から布引山系へと続く雄大な山並み、大地に豊かな恵みをあたえる鈴鹿川などの流れの中で、古くから東西交通の要衝として栄えてきました。

私たちは、このような**自然環境、歴史に育まれてきた文化に磨きをかけ、一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまちを将来にわたって築いていきたい**と願っています。

こうしたまちを実現するためには、みんなの良心、英知、一步一步の努力を結集するとともに、市民と議会、執行機関が協働し、それぞれの役割に基づいてまちづくりを進めていくことが大切です。

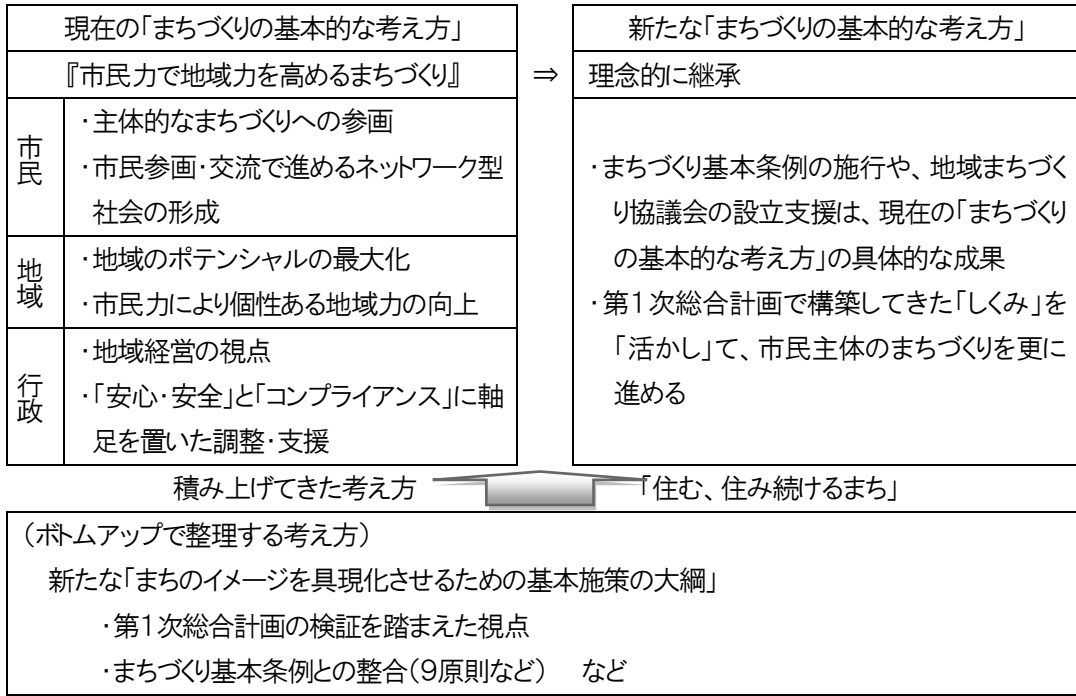
さあ、このまちで暮らす私たちのために、未来を託す子どもたちのために、できることからはじめようではありませんか。

みんなが助け合い、しあわせに暮らせるまち、住んでみたい、訪れてみたいまちを実現するため、まちづくりの基本を定めるこの条例を制定します。

(3)まちづくりの基本的な考え方

現在の基本構想における「まちづくりの考え方」は、『市民力で 地域力を高めるまちづくり』としている。

この考え方は、基本条例を施行し、地域まちづくり協議会の設立を促すことで、市民の主体的な参画による地域の課題解決能力を高めるため進めている本市の様々な施策、事業として具現化を図ってきた。この考え方に基づくまちづくりは、今後も引き続き進めることが重要である。



◎将来都市像から導かれるまちのイメージ(骨子)

将来都市像を踏まえつつ、基本条例における9つの基本原則との関係、第1次総合計画において目指してきた「まちのイメージ」の具現化に向けた取組の検証から導かれる重要な視点を勘案し、新たなまちのイメージを示す。

まちづくりの基本条例の9原則	今後10年を見据えた重要な視点
<p>■ 市民、地域との連携(10～14条)</p> <p>市民力で地域力を高めるまちづくりを支えるしくみ</p> <p>■ 安全・安心なまち(16条)</p> <p>内陸都市の地の利を活かし、安全して住み続けられるまち</p> <p>■ 環境に配慮したまち(17条)</p> <p>豊かな自然環境を守り、幅広く環境に配慮したまち</p> <p>■ 歴史文化を活かしたまち(18条)</p> <p>歴史的風致や景観など、亀山市の持つ魅力を活かしたまち</p>	<p>○ 産業基盤の充実の視点</p> <p>TPPや、経済のグローバル化が進む中、安定した産業基盤を維持・充実を図る</p> <p>○ 都市形成の視点</p> <p>亀山市の強みである交通拠点性を活かした都市基盤の充実を図る</p> <p>○ 子育て、教育の視点</p> <p>「子育てにやさしいまち」の推進、「教育のまち亀山」の再生を図る</p> <p>○ 健康都市づくりの視点</p> <p>人も地域も健康で過ごせるまちづくりの推進する</p>
+	
<p>■ 持続可能性の原則(15条)</p> <p>全てのまちづくりが持続可能性を持ちながら進められること</p>	

(4)まちのイメージを具現化させるための基本施策の大綱

「将来都市像から導かれるまちのイメージ」ごとに、具現化に向けた政策推進を図るための基本施策の大綱を再編する。

今後の10年後を見据えた重要な視点や、実務上の効率性等も勘案しながら再編する。

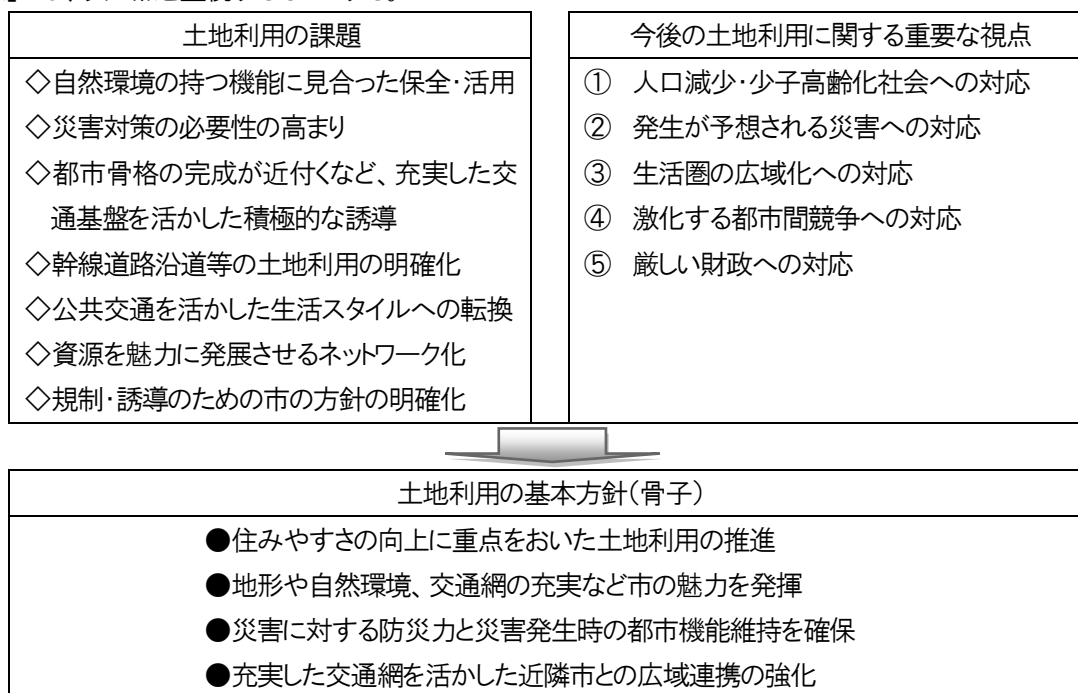
4. 土地利用構想

(1) 基本的な考え方

亀山市の持つ特徴ある地形的形状や現状の土地利用の状況を踏まえつつ、まちづくり基本条例に示す9つの基本原則を尊重するとともに、人が『住む・住み続けられる』ことを考え方の基軸として検討を進める。基本原則については、特に「持続可能性の原則」、「安全・安心の原則」、「環境の保全及び創造の原則」、「歴史尊重及び文化振興の原則」に留意する。

(2) 土地利用の基本的な考え方

現在の土地利用構想の検証結果から導かれた「土地利用の課題」と、「今後の土地利用に関する重要な視点」から、次の点を重視するものとする。



(3)都市形成の考え方

前提となる大目標として、『住みやすいまちとして居住人口を確保する』を見据え、そのために必要な都市形成の考え方の検討を行う。

都市形成の大目標	住みやすいまちとして居住人口を確保する
L	◇ <u>定住の地として選ばれるまちへ魅力を向上させる</u>
	・都市間競争への対応や定住環境の向上
	・子育て環境の向上や歴史・文化等の地域資源を活かした魅力あるまちづくり
L	◇ <u>安全な居住環境確保のため、都市の安全性を向上させる</u>
	・災害に対する防災力の向上と災害リスクと都市機能の維持に視点
	・道路・公共交通の充実による日常生活の安全性が確保
L	◇ <u>クオリティ・オブ・ライフを向上させるため、活力ある土地利用の誘導を図る</u>
	・活発な土地利用を都市の活性化につなげるため、土地利用を適切に誘導
	・都市の活性化に視点を置いた土地利用の促進
	・公共交通と都市形成が一体となった利便性の高い都市を形成
	・都市機能や居住が一体となったまとまりのある市街地の形成
L	◇ <u>交通網の充実による近隣市との連携強化を図る</u>
	・鉄道等の公共交通や広域幹線道路網を活かした近隣市等との広域連携の推進
L	◇ <u>既存のインフラ機能を最大限活用したコンパクトなまちづくりを推進する</u>
	・生活の利便性や限られた財源を有効活用の視点から既存のインフラ等の都市基盤を最大限活用したコンパクトなまちづくりの促進

都市形成の横軸となる考え方	市全体として自然環境を保全することは、本市の都市機能や市民の生活を維持・向上させるとともに、市の魅力を向上させるために必要である一方で、自然環境には、森林や農地、河川、緑地等があり、水源涵養や生産資源、防災、地球温暖化防止等の機能も様々であることから、各機能に見合った保全・活用を促進する。
---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4)ゾーンごとの土地利用の方向

現状のゾーニングと新たな「都市形成の考え方」を照らし合わせ、将来的な亀山市にとって目指すべき都市形成の形としてのゾーニングを検討し、各ゾーンにおける土地利用の方向性を整理する。